

平成 19 年 8 月 23 日

特定非営利活動法人消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 殿

株式会社オリエントコーポレーション
代表取締役 西田 宜正



回答書

貴団体におかれましては、益々ご隆盛の段お喜び申し上げます。

さて、貴団体からの平成 19 年 8 月 10 日付け「弊社のキャッシング及びローンカードのリボルビング払いによる返済額の変更告知」に関する申入書につきまして、下記のとおり回答させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

上記の「キャッシング及びローンカードのリボルビング払いによる返済額の変更告知」は、多重債務者の発生や増大を防止することなどを目的として、昨年 12 月に貸金業規制法、利息制限法等が改正されましたこと、また貸金業者は多重債務者の発生、増大を防止するため合理的な期間内に返済が完了する程度の水準の最低返済額を定めることが求められること（改正貸金業法第 32 条第 2 項、第 37 条第 5 項）となりましたことを受け、弊社の金銭の貸付けに係る商品につきまして、

○貸付金利の利息制限法に定める制限金利内への引き下げ

○返済期間が長期に渡るご返済状況の是正

という二つの施策を実施することにより、キャッシングサービス利用者の総負担額の増大を抑制するとの観点から行ったものであります。

今回の返済テーブルの変更は、このような法制度の変化が背景になっているものであり、長期にわたる返済条件を是正することは、最終的に総支払額が縮減されカード会員の利益につながるものであります。しかし、他方でカード会員の支払に対する資金計画に影響を与えることも予見できるところでございます。

この返済テーブルの変更につきましては、これらの観点を勘案し、

○あらかじめカード会員が明瞭に了知できる状態で変更内容を種々の方法で告知すること

○変更に対するカード会員の異議等の申出が容易にできる状態を確保すること

○変更内容に同意できない場合は、従前の返済条件のままとすること

という点に留意した方法を行うこととしました。

今後とも、上記の要件に則り、皆様からの問い合わせに対しては誠実に対処して参る所存です。

したがいまして、今般のクレジットカード規約の変更は、弊社といたしましては、クレジットカード会員の皆様に対し、一方的にご負担を強いるものではないと思料しております。

すので、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

このような考えのもと、クレジットカードのキャッシングにつきまして、すでに6月のご返済分から返済額の変更をさせていただきましたので、今後皆様の問い合わせ、ご要望に対して個別に対応して参る所存です。

次に、ローンカードにつきましては、本年8月分の支払より返済額の変更を予定しておりましたが、その後のいろいろなご意見を踏まえ検討を重ねた結果、より丁寧なお客さま対応をすべく従前の返済額の変更方法を改めて、

○返済額の変更について、カード会員からの「返済額変更届出書」により、カード会員の明示的な承諾を取得する方法に変更

○カード会員への通知文書については、カード会員からの申出に基づいて変更することを明確化

○「返済額変更届出書」を提出されないカード会員は、従前の契約内容にて対応

○上記変更内容について、再度カード会員に個別に通知

という方法に変更いたしました。すでにその旨8月上旬に各ローンカード会員にご案内しております。

つきまして、資料として、ローンカード会員向けの送付書面を添付しましたので、ご理解の程お願い申し上げます。

以上

添付資料

- ・ローンカード会員向けご案内文書
- ・返済額変更届出書